

青森県報

第八百二十六号

令和六年
十月十五日
(火曜日)

目次

告示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………
が生活習慣病・
対策課 …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………
福祉課 …… 一
- 大規模小売店舗の変更の届出……………
地域企業
支援課 …… 一

告 示

青森県告示第五百四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和六年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	レモン薬局
所 在 地	むつ市中央一丁目三の三五
指 定 日	令和六年十月十五日

訪問看護リハビリテーション和

三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ下
四の一

六・九・七

青森県告示第五百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	白生会クリニック
所 在 地	五所川原市字中平井町一四二の一
指 定 日	令和六年十月一日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン安原ショッピングセンター
弘前市大字泉野一丁目四の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日

令和六年九月二十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年二月十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

	施設にお いて荷さ ばきを行 うことが できる時 間帯	二四時間 荷捌施設(2) から午後九時	二四時間 荷さばき施設(2) から午後九時
	荷捌施設(3) から午後九時	荷さばき施設(3) から午後九時	荷さばき施設(3) から午後九時
	荷捌施設(4) から午後九時	荷さばき施設(4) から午後九時	荷さばき施設(4) から午後九時
	荷捌施設(5) から午後九時	荷さばき施設(5) から午後九時	荷さばき施設(5) から午後九時
	荷捌施設(6) から午後九時	荷さばき施設(6) から午後九時	荷さばき施設(6) から午後九時

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭